

答 申

第1 審査会の結論

知事が「株式会社●●●●株主総会資料」及び「株式会社●●●●への出資に関する決裁文書一式」中の「損益計算書」及び「販売費及び一般管理費の計算内訳」の当期純利益を除く各科目に係る金額の部分について非開示としたことは、妥当である。

第2 本件審査請求の趣旨

知事（以下「実施機関」という。）は、審査請求人が令和7年6月24日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づいて行った「株式会社●●●●の株主総会資料」（以下「本件公文書1」という。）の開示請求に対し、令和7年7月7日付けで部分開示決定（以下「本件部分開示決定1」という。）を行った。また、実施機関は、審査請求人が令和7年6月24日付けで条例に基づき行った「株式会社●●●●への出資に関する決裁文書一式」（以下「本件公文書2」という。）の開示請求に対し、令和7年7月7日付けで部分開示決定（以下「本件部分開示決定2」という。）を行った。審査請求人は、令和7年8月2日付けの審査請求書において、本件部分開示決定1及び2について審査請求を行った。

本件審査請求の趣旨は、本件部分開示決定1及び2を取り消し、本件公文書1及び2のいずれにも含まれている株式会社●●●●（以下「本件法人」という。）の「第11期決算報告書（令和6年2月1日から令和7年1月31日まで）」中の「損益計算書」（以下「本件損益計算書」という。）及び「販売費及び一般管理費の計算内訳」（以下「本件販管費の計算内訳」という。）の非開示部分の開示を求めるというものである。

第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定の理由等は、次のとおりである。

1 本件公文書1について

本件公文書1は、「株式会社●●●●の株主総会資料」であり、令和●年●月●日に開催された本件法人の株主総会の招集通知及び株主総会当日に会場で配布された資料である。県は、株主総会開催時点では、本件法人の株主ではなかったが、本株主総会にて「県●●部長の本件法人の取締役就任について」議決することから、オブザーバーとして出席しており、その際に、参考資料として取得したものを担当者が保管していたものである。本件公文書1には、(1)県職員の生年月日、(2)本件法人の法人代表者印や(3)決算報告書が含まれる。

(1) 県職員の生年月日については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できると認められ、条例第6条第1項第2号に該当するため非開示とした。

(2) 本件法人の法人代表者印については、公にすることにより、印影を複製さ

れた場合、第三者が本件法人として売買等を行うことにより、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第4号に該当するため非開示とした。

- (3) 決算報告書については、内部管理情報であって、公にすることによって、本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第4号に該当するため一部非開示にした。開示に係る判断においては、法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報及び法人が自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報は開示できるものとし、本件法人の登記事項及び本件法人による通常決算公告（官報掲載）の範囲については開示するものとした。

審査請求書で指摘のあった「●●ホームページにおける●●●●の経営情報公表範囲も開示範囲とすべきではないか」という点については、本件公文書の開示請求が行われた時点（令和7年6月24日）では、本件法人の経営情報は公表されていなかったことから、「本件法人が公開している情報」として取り扱っていない。

（参考）令和7年7月29日付けで●●●●（以下「●●」という）から本件法人の経営情報が公表されている。本情報は、本件法人が運営している●●●●●が、前年まで●●●●●していなかったため、参考情報として公表されたものである。なお、●●から公表されている本件法人の損益計算書は各勘定科目における項目整理を●●のルールに従って実施したものになる。本件法人の経理システムにおける損益計算書の項目整理は●●の項目整理のルールとは異なることから、同一名の項目であっても、●●で公表されている数値と本件法人の決算書に記載されている数値が異なる場合がある。

2 本件公文書2について

本件公文書2は、「株式会社●●●●への出資に関する決裁書一式」であり、県が本件法人に令和7年4月24日付けで出資を行った際に、県庁内で支出について決裁を行った際の文書一式である。本件公文書2には、出資の是非を審議するための(1)本件法人との協議録、(2)本件法人の法人代表者印、(3)本件法人から取得した本件法人の定款、財務関係書類が含まれる。

- (1) 協議録に含まれている担当者等の職名、氏名などについては、公務員及び本件法人の代表者を除いて、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できると認められ、条例第6条第1項第2号に該当するため非開示とした。
- (2) 法人代表者印については、公にすることにより、印影を複製された場合、第三者が本件法人として売買等を行うことにより、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第4号に該当するため非開示とした。
- (3) 本件法人から取得した本件法人の定款、財務関係書類については、内部管理情報であって、公にすることによって、本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第6条第1項第4号に該当するため一部非開示にした。開示に係る判断においては、法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報及び法人が自主的に公表した資料から何人でも知り得る情報は開示できるものとし、本件法人の登記事項及び本件法人に

よる通常決算公告（官報掲載）の範囲については開示するものとした。

審査請求書で指摘のあった「●●ホームページにおける●●●●の経営情報公表範囲も開示範囲とすべきではないか」という点については、本件公文書の開示請求が行われた時点（令和7年6月24日）では、本件法人の経営情報は公表されていなかったことから、「本件法人が公開している情報」として取り扱っていない。

（参考）令和7年7月29日付けで●●から本件法人の経営情報が公表されている。本情報は、本件法人が運営している●●●●が、前年まで●●●●していなかったため、参考情報として公表されたものである。なお、●●から公表されている本件法人の損益計算書は、各勘定科目における項目整理を●●のルールに従って実施したものになる。本件法人の経理システムにおける損益計算書の項目整理は●●の項目整理のルールとは異なることから、同一名の項目であっても、●●で公表されている数値と本件法人の決算書に記載されている数値が異なる場合がある。

第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書で主張している主な内容は、次のとおりである。

- 1 本件法人は、公益社団法人●●●●の運営する●●●●しているところ、●●●●は、●●ホームページにおいて、毎年度、経営情報を公表することとされており、損益計算書はその対象となっており、販売費及び一般管理費の計算内訳に記載されている項目も、損益計算書中の内容として公表されることとなっている。
そうすると、●●ホームページにおいて公表の対象となっている「損益計算書」及び「販売費及び一般管理費の計算内訳」の部分については、公にする慣行があるというべきであって、これを公にしたとしても本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。
- 2 したがって、本件部分開示決定1及び2のうち「損益計算書」及び「販売費及び一般管理費の計算内訳」を非開示とした部分については、条例所定の非開示事由に該当せず、取り消しうべき瑕疵がある。

第5 審査会の判断

- 1 本件公文書1及び2について

本件法人は、●●●●する●●●●である●●●●の運営会社である。本件公文書1は、「株式会社●●●●の株主総会資料」である。これは、令和●年●月●日に開催された本件法人の株主総会の招集通知及び株主総会当日に配付された資料である。高知県は、株主総会開催時点では本件法人の株主ではなかったが、実施機関によれば、本株主総会にて「県●●部長の本件法人の取締役就任について」議決することから、オブザーバーとして出席しており、その際にこれを取得し保管していたものであるとのことである。本件公文書2は、「株式会社●●●●への出資に関する決裁文書一式」であり、高知県が本件法人に令和7年4月24日付けで出資を行った際に、県庁内で支出について決裁を行った際の文書一式である。

本件公文書1及び2のいずれにも、本件法人の「第11期決算報告書（令和6年

2月1日から令和7年1月31日まで)」が含まれており、当該決算報告書には、本件損益計算書及び本件販管費の計算内訳が収録されている。

本件損益計算書は、科目欄及び金額欄から構成されており、科目欄についてはすべて開示されているが、金額欄については当期純利益の金額を除いて非開示とされている。また、本件販管費の計算内訳は、科目欄及び金額欄から構成されており、科目欄についてはすべて開示されているが、金額欄についてはすべて非開示とされている。

実施機関は、本件損益計算書及び本件販管費の計算内訳中の非開示とした金額欄については、条例第6条第1項第4号に該当すると主張しているので、以下検討する。

2 条例第6条第1項第4号該当性について

(1) 条例第6条第1項第4号について

条例第6条第1項第4号は、法人等に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等の「競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、本号ただし書に掲げる情報を除いて非開示とすることを定めている。

(2) 本件損益計算書及び本件販管費の計算内訳について

ア 会社法（平成17年法律第86号）第435条は、株式会社に対し貸借対照表、損益計算書等の計算書類の作成・保存を義務づけるが、会社法第442条の規定により、当該計算書類の閲覧又は交付を請求できる者は、株主、債権者等に限られている。それゆえ、当該計算書類は、有価証券報告書が一般の閲覧に供されている上場企業等の場合を除き、法令等の規定により何人も閲覧等ができるとされている情報とはいえない。したがって、本件損益計算書は、本件法人の内部管理に属する情報であつて、開示することにより本件法人の財務状況が明らかとなり、本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

もっとも会社法第440条第1項の規定により、株式会社は、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされ、同条第2項の規定により、官報又は日刊新聞紙に掲載する方法で公告する株式会社は、貸借対照表の要旨を公告することで足りるとされている。そして、本件法人のように会社法上の大会社でない場合は損益計算書の公告義務はないが、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第142条の規定により、公告する貸借対照表の要旨は、当期純損益金額を付記しなければならないとされている。したがって、本件損益計算書に記載されている当期純利益に係る金額については、法令等により何人も閲覧することできるとされている情報であり、公開することにより本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。なお、本件販管費の計算内訳は、本件損益計算書中の販売費及び一般管理費の内訳を記載したものであつて、当期純利益に係る金額は記載されていない。

また、本件法人は、●●●●●●の運営会社であり、●●は、●●●●●●に対し、その●●●●●●法人の年次財務諸表一式の提出を義務づけ、ウェブサイトで●●●●●●法人の損益計算書を公表している。それゆえ、●●において本件法人の損益計算書が公表された場合、それは本件法人が自主的に公表した資料と

して何人でも知り得る情報であるといえる。したがって、●●公表の損益計算書と本件損益計算書とでは科目名に異なるところもあるが、本件損益計算書に記載されている各科目の金額のうち●●公表の損益計算書から読み取れる金額については、開示されることにより本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。また、本件販管費の計算内訳に記載された各科目の金額のうち●●公表の損益計算書から読み取れる金額についても同様である。

イ さて、実施機関は、本件損益計算書及び本件販管費の計算内訳について、いずれも科目名については本件法人の競争上又は事業運営上その他正当な利益を害するとは認められないとしてすべて開示した上で、各科目に係る金額については、官報掲載の本件法人の決算報告（貸借対照表の要旨）を参考に、本件損益計算書中の当期純利益に係る金額は開示し、本件損益計算書中のそれ以外の科目に係る金額及び本件販管費の計算内訳中のすべての科目に係る金額は非開示にしたと主張している。

また、実施機関は、令和7年7月29日付けで●●からウェブサイトで「2024年度●●決算一覧」と題して各●●●●●●法人の損益計算書が公表されている（もっとも●●●●●●は前年度まで●●●●●●していなかったため、本件法人の損益計算書は参考情報として公表されたものである。）が、本件開示請求が行われた時点（令和7年6月24日時点）では●●から本件法人の損益計算書は公表されていなかったことから、本件部分開示決定においてはこれを考慮していないと主張している。

実施機関によれば、令和7年8月15日付けのメールで審査請求人に対し、①本件部分開示決定は、開示請求が行われた時点（令和7年6月24日時点）での判断であること、②今後、再度開示請求があった場合は、●●公表の本件法人の損益計算書も本件法人が公開している情報として取り扱い、一致する情報は開示することとなることを伝えたとのことである。

これに対し、審査請求人は、●●は●●●●●●の損益計算書を公にする慣行があるから本件損益計算書及び本件販管費の計算内訳中の非開示とした金額の部分を開示すべきである旨を主張している。しかしながら、この主張は、実施機関に対し●●の公表前に●●の公表内容（本件法人の損益計算書の科目・金額等）をあらかじめ予測して本件開示請求に係る開示決定等を行うことを求めるものといえ、無理がある。

ウ 以上の実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はなく、本件損益計算書及び本件販管費の計算内訳中の非開示とした金額の部分については、条例第6条第1項第4号に該当すると認められる。

第6 結論

当審査会は、本件部分開示決定1及び2について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
令和7年10月9日	・実施機関から諮問を受けた。
令和7年12月9日 (令和7年度第4回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和8年1月20日 (令和7年度第5回第三小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和8年4月24日 (令和8年度第1回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和8年6月11日 (令和8年度第2回第三小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和8年8月18日 (令和8年度公文書開示審査会(第1回全体会))	・諮問の審議を行った。
令和8年8月18日	・答申を行った。